特定非営利活動法人の設立の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課 及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年8月8日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人保倉川太鼓

3 代表者の氏名

大滝 義輝

4 主たる事務所の所在地

上越市浦川原区顕聖寺 109 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、和太鼓の演奏、指導及び普及に関する事業を行い、次世代の健全育成、地域コミュニティーの発展、文化の振興に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動